

【カンタン解説シリーズ】

「平成 18 年度税制改正」

平成 18 年度の税制改正大綱が発表されました。

今年も、金額的にインパクトのある大きな項目はありません。税制改正大綱の序文にも、「抜本的な税制改革の第 1 歩の年」と書いてあります。平成 19 年以降の抜本改革の準備の年という位置づけです。

それが、定率減税の廃止であり、各種政策減税の廃止であり、所得税から住民税への税源移譲です。

定率減税も、平成 19 年から全額廃止になることがあらためて、確認されています。

平成 19 年の目玉は何といっても消費税の税率アップですね。

ただ、最近の論調からすると、まずは歳出削減を徹底すべきとの意見が強くなってきており、平成 19 年からすぐに消費税が上がるかどうかは微妙です。

ただし、今年の大綱には、平成 19 年からは消費税を上げたいというのが、にじみ出ています。

皆様にとって、今年最もインパクトがあるのは、オーナー会社の役員報酬の一部を損金に算入しない、という改正ではないでしょうか？ ニュースレター本文にも書きましたが、既存の会社も、これから作る会社も、オーナー会社の場合には、注意する必要があります。対策せずに決算を迎えてしまうと、払わなくていい税金を払わされることにもなりかねません。

今年は、おそらく 5 月から「新・会社法」が施行されますので、いろいろな面が変わってきます。新たに組織を変える、分社をする、合併をするなどの場合は、税制には余程気をつけた方がいいですね。

是非、私どもはじめ、専門家をご活用ください。

では、次ページより、税制改正をできるだけわかりやすく解説していきたいと思いません。ご活用ください。

1. 定率減税の全面廃止（所得税は平成 19 年分から、住民税は平成 19 年度分から）

（1）定率減税とは

定率減税は、平成 11 年度の税制改正において、
景気対策のため
個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として
導入されたものです。

昨年の税制改正においてもこの定率減税については改正されており、平成 17 年分までは最高 29 万円の減税となっていたものが、平成 18 年分については半分の最高 14.5 万円に引き下げられています。

平成 18 年分における定率減税制度は次のとおりです。

- <所得税> 税額の 10% 相当額を減税 最高 12.5 万円まで
- <住民税> 税額の 7.5% 相当額を減税 最高 2 万円まで

【注意】年度がわかりにくいですが、今年の 3 月に申告する平成 17 年分の申告については、今までどおり次の定率減税があります。

- <所得税> 税額の 20% 相当額を減税 最高 25 万円まで
- <住民税> 税額の 15% 相当額を減税 最高 4 万円まで

（2）今回の改正の内容

平成 19 年からは、**定率減税の制度が廃止**されます。

改正の背景には、「現在の経済状況に合わせて」ということが第一にあるようですが、法人と一部の個人によって引っ張られている現在の経済状況下においては、どれだけ実態に即した改正がされているのか、少し疑問もあります。

実務的には、次の税率構造の改正と併せ、平成 19 年 1 月からの「源泉徴収税額表」が変わることになります。もちろん、給与計算ソフトの改定も必要です。

2. 所得税・住民税の税率構造の改正

(所得税は平成 19 年分から、住民税は平成 19 年度分から)

小泉内閣が進める三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、所得税と住民税の税率が改正されます。

これまで国庫補助金という形で国から地方へ流していたお金を縮小し、地方の自主財源を確保しようとするものです。

したがって、**所得税率を軽減し、住民税率が増加**するよう改正されています。

また、この改正では、国税（所得税）と地方税（住民税）の性質的な改正も含まれているといえます。

地方税においては応益課税（受益に見合った負担）の性質が強い反面、国税においては応能課税（担税力に見合った負担）の性質が強く現れています。

応能課税においては、担税力（収入など）に応じて負担するため、それが所得の再分配という機能を有しています。

このような性質的な点から改正を見てみると、住民税については担税力にかかわらず「一律の税率」で、所得税については所得再分配の観点から「より累進的な税率」となっています。

改正される税率は表のとおりです。

< 所得税 >

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

< 住民税 >

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下の金額	5%	一律	10%
700万円以下の金額	10%		
700万円超の金額	13%		

なお、税率改正に伴い、所得税及び住民税の人的控除の格差（例えば扶養控除は所得税が38万円なのに対して住民税は33万円の控除額となっています）によって税負担が増えるケースが生じます。

このような負担増を調整するため、**住民税額で調整する措置**が取られています。また、住宅ローン控除は所得税のみの制度であることから、税率改正によって控除できない部分が発生する可能性が生じてしまいます。

これについても、**住宅ローン控除適用者の不利益に配慮する措置**が取られています。

3. 地震対策のための各種改正

地震大国の日本において、地震への備えは急務であるといえます。

今回の改正では、地震対策関連の措置が多く取られています。

(1) 地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除制度を改めて、地震保険料控除制度が創設されます。

これまで、短期・長期損害保険料を合わせた控除限度額は、所得税1.5万円、住民税1万円でした。

新たに創設された地震保険料控除制度では、住宅や家財に対する地震保険料（地震等に起因する災害に対する保険）について、次の金額を限度として所得金額から控除することができます。

控除限度額

所得税：**最高5万円**

住民税：**最高2.5万円**

所得税は、支払った額全額が5万円まで控除されます。

この制度は、所得税は平成 1 9 年分から、住民税は平成 2 0 年度分から適用となります。

(2) 耐震改修した場合の所得税額控除の創設

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日までの間に、耐震改修促進計画などが定められている一定の区域内にある住居について耐震改修する場合には、その改修費用の一部を所得税から控除することができるようになります。

ただし、**昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された住居**で、現行の耐震基準に適合する改修をする場合に限られます。

所得税から控除できる金額は次のとおりとなります。

耐震改修費用の 1 0 % 相当額

2 0 万円

と のいずれか少ない金額

(3) 耐震改修した場合の固定資産税の軽減措置

昭和 5 7 年 1 月 1 日以前からある住居について、平成 1 8 年から平成 2 7 年までの間に、耐震基準に適合する耐震改修をした場合、**固定資産税の 2 分の 1 が軽減**されます。

ただし、3 0 万円以上の工事であること、改修後に市区町村に申告しなければならないなどの要件があります。

(4) 事業用建物について耐震改修した場合の特別償却

青色申告をする事業者が、平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、一定の事業用建物について、一定の耐震改修を行った場合には、特別償却をすることができます。

$$\text{特別償却の額} = \text{耐震改修による建物取得額} \times \mathbf{1 0 \%}$$

なお、法人だけでなく個人事業主も対象になります。

4. 住宅取得資金贈与の特例の延長

相続時精算課税制度を適用する場合の、住宅取得資金贈与の特例については、その適用期限が 2 年間延長されました。

(1) 相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与の特例とは

相続時精算課税制度とは、2 5 0 0 万円までは贈与時において課税せず、相続時において精算して相続税を課税する制度です。

住宅取得資金贈与の特例とは、通常の 2 5 0 0 万円まで贈与税無税のほか、住宅取得資金については 1 0 0 0 万円を上限として無税枠が拡大されるものです。

したがって、住宅取得資金を贈与する場合は、3 5 0 0 万円まで無税で贈与することが可能です。

(2) 改正内容

この特例は、平成 1 7 年末までの制度となっておりましたが、今回の改正により **2 年間延長**され、平成 1 9 年末まで適用できることとなりました。

ただし、従来からあった、5 5 0 万円まで無税で贈与できた、住宅取得資金特例については、**平成 1 7 年末をもって廃止**されています。

相続時精算課税については、被相続人の財産を、生前に相続人に贈与して有効に使うことも可能ですので、検討の余地ありです。

大きく贈与したい方、ご相談ください。

5. 同族会社の留保金課税制度の改正

(平成 1 8 年 4 月 1 日以降開始事業年度より)

(1) 留保金課税とは

同族会社の留保金課税制度とは、同族会社が会社内に留保した利益に対して、法人税とは別に追加的に課税するというものです。

法人税、法人住民税の税引後の利益留保金額から、次の控除額を引いた残りが、課税対象となります。

< 留保控除額 >

所得基準 : 所得 × 35%

定額基準 : 1500万円

積立金基準 : 資本金 × 25% - 利益積立金

以上のうちいずれか多い金額

ただし、次の法人については、留保金課税を適用しないこととされていました。

< 留保金課税の不適用法人 >

改正前

設立10年以内の一定の中小企業者

資本金1億円以下であり、自己資本比率が50%以下である場合

「中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律」による経営革新計画の承認を受けた中小企業者

(2) 改正内容

今回の改正では、対象となる法人を絞り込むとともに、留保控除額の拡大を図るものになりました。

具体的な改正内容は次のとおりです。

< 対象法人 >

1 グループの同族関係者で50%超の株式を保有する法人

今までは、3グループで50%超でしたから、対象となる同族会社が減ることになります。

< 留保控除額 >

所得基準 : **所得 × 40%** (今まで35%)

定額基準 : **2000万円** (今まで1500万円)

積立金基準 : 資本金 × 25% - 利益積立金 (変更ありません)

< 留保金課税の不適用法人 >

改正前の **と が廃止**となりました。

設立10年内の中小企業でしたら、ほとんどが留保金課税の対象にならなかったのですが、これが廃止になったのは痛いです。

また、自己資本比率50%以下で留保金課税がかからなかった法人も多く、これも痛い改正です。

6. 交際費課税の改正 (平成 18 年 4 月 1 日以降開始事業年度より)

交際費課税制度は、平成 15 年度税制改正により、資本金 1 億円以下の法人については、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、次のように取り扱われています。

定額控除割合 : 400 万円

損金不算入割合 : 10% (400 万円以内でも、10%は否認されるということ)

今回の改正により、上記の措置が 2 年間延長されることになりました。

また、**一人当たり 5000 円以下の飲食費**については、今回の改正により、交際費課税の対象外となり、大手を振って損金とすることができます。

今まで、一人当たり 3000 円とか、5000 円とか言われていたのが、公に 5000 円と決まったわけです。この点は悩まなくてすむようになりましたね。

ただし、役職員同士での飲食費については認められませんので注意が必要です。

なお、5000 円以下の飲食費の取扱いについては、中小企業だけでなく、**全ての法人**が対象となっています。

7. 同族会社における役員報酬の損金不算入制度

(平成 18 年 4 月 1 日以降開始事業年度より)

同族会社のうち、同族関係者が、

90%以上の株式を所有していて、

かつ常勤役員の過半数を占める 場合には、

業務を主宰する役員(オーナー社長)の給与所得控除相当額を、損金不算入にすることとなりました。

業務を主宰する役員とは、いわゆるオーナー社長などをいい、オーナー社長の配偶者や家族が役員となっている場合でも、**損金不算入の対象となるのはオーナー社長の給与所得控除相当額のみ**になる見込みです。

この改正は、「新・会社法」施行に伴う措置といえます。

つまり、新会社法によって法人設立が非常に容易になったことにより、節税対策として一人オーナー会社を活用するのを抑制したいとの思惑のようです。

ただし、次の「**適用除外措置**」があります。

所得（法人所得 + オーナー社長報酬額）が、800 万円以下である場合
の所得が、800 万円超 3000 万円以下の場合で、その所得に占める
オーナー社長報酬額が、50% 以下である場合

これらの場合には、損金不算入の適用はありません。

なお、上記所得は、直前 3 期間の平均額によります。

新たに会社を設立した場合は、直前 3 期間というものはありません。

この場合は、適用除外措置はないようですが、まだ詳細は不明です。

8. 確定した役員賞与の損金算入が可能に

(平成 18 年 4 月 1 日以降開始事業年度より)

あらかじめ確定した時期に、確定した金額の役員賞与を支給する場合は、その役員賞与は損金に算入できるようになりました。

いわゆる年俸として役員報酬を確定しておき、7 月、12 月の賞与時期にあらかじめいくら支払うのかを決めておけば、それは認められるということです。

今まで、このような場合であっても、基本的には否認されていましたから、非常に理にかなった改正が行なわれたなと思います。

9. 業績連動型の役員報酬・賞与の損金算入

(平成 18 年 4 月 1 日以降開始事業年度より)

業績連動型の役員報酬（利益を基礎として算定される給与）の内、一定の要件を満たすものは、損金算入が認められることになりました。ただし、**これはほとんど上場企業でないと、認められないような内容です。** 主な要件は次のとおりです。

非同族会社であること。

算定方法について、報酬委員会による決定等、適正な手続がとられていること。

算定方法が、有価証券報告書等で開示されていること。

損金経理されていること など。

10. その他の改正

(1) 情報基盤強化税制 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日取得分)

一定の情報セキュリティ対策に対応する設備を取得した場合

・ 対象資産: サーバー、OS、データベースソフトおよびそのアプリケーションソフト、ファイアーウォール

資本金 1 億円以下 年間 300 万円以上の投資の場合

資本金 10 億円以下 年間 3000 万円以上の投資の場合

取得価額の 10% の税額控除と、50% の特別償却との選択適用

税額控除は、法人税の 20% 限度。1 年繰越あり。

資本金 1 億円以下の法人については、リース資産 (420 万以上) 適用あり

リース費用の 60% 相当額について、10% の税額控除ができます。

(2) IT 投資促進減税 中小企業投資促進税制 (資本金 1 億円以下)

IT 投資促進税制は、平成 18 年 3 月末をもって廃止。

代わりに中小企業投資促進税制を拡充

器具備品の対象資産を、

電子計算機

デジタル複合機

ソフトウェア とし、

年間 120 万円以上投資した場合は、

取得価額の 7% の税額控除と、30% の特別償却との選択適用

税額控除は、法人税の 20% 限度。1 年繰越あり。

リース資産 (160 万以上) も適用あり

リース費用の 60% 相当額について、7% の税額控除ができます。

(3) 研究開発税制

試験研究費の額に応じて、税額控除を受けることができます。今回、この規定が整理されました。

総額部分：試験研究費の総額に、次の率を乗じて金額が、法人税額から控除されます。 大企業：8～10% 中小企業：12%

増加部分：前年より増加した部分については、さらに5%の税額控除額が上乘せされます。

(4) 少額資産の損金算入制度 (3 0 万円未満一括損金算入)

平成 1 5 年度改正により、中小企業については、取得価額 3 0 万円未満の資産については、その年に一括損金算入できる制度です。

今回の改正では、その期間が 2 年間延長されるとともに、**年間 3 0 0 万円まで**の上限が設定されます。計画的にこの枠を使いたいですね。

(5) 物納制度

相続税の物納制度が見直され、物納財産の明確化、手続きの迅速化などの改正が行われます。

これにより、従来は非常に煩雑な手続きと時間が必要でしたが、少しでも利便性が高まることに期待したいです。

(6) 公示制度

所得税、相続税、贈与税、法人税、地価税の公示制度 (いわゆる長者番付) が廃止されます。いろいろと物議をかもしていましたが、ついに廃止という感じですね。

以上、細かい改正はまだまだいろいろあるのですが、皆様に関連しそうなところに絞ってまとめてみました。

ご質問等あれば、遠慮なくお電話・メールください。

北岡・八木

この原稿は平成 1 8 年 1 月 2 6 日現在までに判明している税制改正大綱等を基に作成しております。税制改正法案の成立は 3 月末と見込まれますが、改正案の修正がされる可能性もありますのでご了承下さい。